

令和5年1月10日

県内店舗販売業者 御中

茨城県保健医療部医療局薬務課

新型コロナウイルス感染症・季節性インフルエンザ同時期流行下における
新型コロナウイルスに係る抗原定性検査キットの販売対応の強化について

平素より、本県の薬務行政の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、令和4年12月27日付けで厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部及び同省医薬・生活衛生局総務課から別添の通り事務連絡がありました。

当該事務連絡の1.において、夜間や休日、年末年始等（以下休日等）においても国民の抗原検査キットの入手機会を確保するために、地域における抗原検査キットの販売場所を一定程度設けることが求められております。

また、併せて地域住民への周知についても求められており、その方法として自治体等のホームページでの公表や地域の薬局・店舗販売業において掲示等を行うことなどが示されております。

つきましては、本事務連絡の主旨をご理解いただき、可能な限り休日等においても地域で連携し抗原検査キットの販売にご協力をお願いいたします。

また、休日等の抗原検査キットの販売に対応可能な薬局・店舗販売業については、別紙により令和5年1月25日を目途に薬務課あてご報告をお願いします。（以降も随時受け付けます。）

ご報告いただいた情報については、本県ホームページへ掲載する予定としております。

さらに、当該事務連絡の2.において、時限的・特例的対応として、一般用抗原検査キットを取扱う店舗販売業において、薬剤師が当該店舗に不在で対面により一般用抗原検査キットを販売することができない時間帯においても、電話や情報通信機器を活用した販売方法による購入機会の確保を図ることとされました。

具体的な方法については、事務連絡に記載されている通りですのでよくご確認のうえ、当該販売方法を行う場合には、備考欄に「抗原検査キット時間外販売対応」と記載した医薬品の特定販売を行う旨の届出を管轄保健所に行うこと、または既に特定販売を行う旨の届出を行っている店舗においては、備考欄に「抗原検査キット時間外販売対応」の記載を行う変更の届出を行う必要がありますのでご留意願います。

別紙

茨城県保健医療部医療局薬務課あて

FAX (029-301-3399)

休日等の抗原検査キットの販売対応可能薬局等調査

薬局・店舗名称	
業態	薬局・店舗販売業 (該当するものを○で囲んでください)
郵便番号	
所在地	
電話番号	
休日夜間等の連絡先	
備考(留意事項等)	
ホームページ掲載への可否	